

平成26年4月8日

関係団体の長様

鹿児島県保健福祉部介護福祉課長

介護保険最新情報（vol.365-369について）の周知について

このことについて、別添のとおり厚生労働省から送付がありましたので、貴会会員施設等へ周知くださるようお願いいたします。

記

介護保険最新情報

○vol365

- ・消費税率引上げに伴う便乗値上げに関する照会・問合せの周知について

○vol366

- ・平成26年度介護報酬改定により変更される重要事項説明書の取扱いについて

○vol367

- ・「厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者を一部改正する件」の公布について
- ・「独立行政法人年金・健康保健福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」の公布に伴う介護保険サービスの指定の取扱いについて

○vol368

- ・集合住宅等における在宅医療の確保に関する報告依頼について

○vol369

- ・「介護報酬等に係るQ&A Vol.2」（平成12年4月28日）等の一部改正について

問い合わせ先

鹿児島県保健福祉部介護福祉課
事業者指導係

TEL：099-286-2676

FAX：099-286-5554

メール：k-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局高齢者支援課・振興課・老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

消費税率引上げに伴う便乗値上げに関する
照会・問合せの周知について

計4枚（本紙を除く）

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

Vol.365

平成26年3月31日

厚生労働省老健局

高齢者支援課・振興課・老人保健課

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線3971、3983、3937)

FAX : 03-3595-3670

事務連絡
平成26年3月31日

都道府県
各指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（公印省略）
振興課長
（公印省略）
老人保健課長
（公印省略）

消費税率引上げに伴う便乗値上げに関する照会・問合せの周知について

今般、別添事務連絡のとおり、消費者庁より「消費税率引上げに伴う便乗値上げに関する照会・問合せへの対応について」（平成26年3月17日消生情第77号消費者庁次長通知）の通知がありました。

つきましては、貴職におかれましても、その趣旨について御理解いただき、貴管下の関係事業者等への周知をお願いいたします。

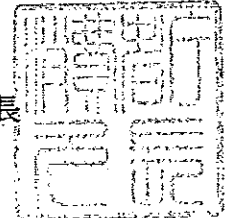
なお、消費者及び事業者からの便乗値上げに関する照会・相談については、別添事務連絡のとおり、消費者庁において開設されている専用ダイヤルにお問い合わせいただきますよう、併せて、お願いいたします。

消生情第77号

平成26年3月17日

厚生労働省政策統括官 殿

消費者庁次長



消費税率引上げに伴う便乗値上げに関する照会・問合せへの対応について

消費者庁では、便乗値上げの未然防止に向けて、消費者及び事業者に対し積極的に情報提供を行い、便乗値上げ情報・相談窓口において消費者及び事業者からの照会・相談を受け付けているところですが、消費者からの照会のみならず、事業者からの相談が多くを占めています。

また、便乗値上げ情報・相談窓口には、既に消費税率引上げに伴う価格改定に関する照会・相談が多く寄せられており、その中には、消費者に便乗値上げと解される可能性がある価格改定（予定を含む。）の事例もみられます。

つきましては、これまでの照会・相談内容に多くみられた事例を踏まえ、下記の事項について、所管業界への周知を徹底されますようお願い申し上げます。

なお、消費者及び事業者からの消費者庁の上記窓口への照会・相談については、対象事業者の所管省庁へ引き続きその内容をお知らせしますので、必要に応じ事実関係の確認等適切に対応されるよう要請します。

記

1. これまで税込価格A円の商品の価格を税抜価格A円とする場合（例：税込価格1,000円→税抜価格1,000円）

これまで税込価格A円の商品の価格を税抜価格A円とすることは、当該商品の本体価格の約5%の値上げを意味するものと考えられ、仮にこれが消費税率引上げに乗じた本体価格値上げであるならば、便乗値上げに当たる可能性があります。

一方で、本体価格の値上げが、当該商品の需給バランス、原材料価格の動向、商品の特性等により合理的に説明できるのであれば、便乗値上げには該当しないと考えられますが、その場合には、本体価格値上げの時期が消費税率引上げの時期に近接していることから、消費者から、消費税率の引上げを

理由とした便乗値上げであると誤解される可能性があるため、事業者には、本体価格値上げの要因に関する丁寧な説明が求められます。

2. 平成26年4月1日又は4月2日以降において、消費税率引上げとは別途の理由で、本体価格を値上げする場合

本体価格の値上げが、当該商品の需給バランス、原材料価格の動向、商品の特性等により合理的に説明できるのであれば、便乗値上げには該当しないと考えられますが、その場合には、消費者に対して、本体価格の値上げが合理的な理由によるものであることを理解してもらうことが必要であり、事業者には、それに向けた丁寧な説明が求められます。

3. 端数処理により個々の商品・サービスでは消費税率上昇幅を超えた値上げとなる場合

端数処理において、取引慣行や利用者の便宜等を考慮し、10円単位等で商品やサービスの税込価格を設定する場合、その端数処理の単位によっては、例えば、あるものについては据置きとする一方、あるものについては3%を超える値上げとなっても、事業全体として税率変更に見合った適正な転嫁を行っていれば、便乗値上げには該当しません。

なお、事業者には、そのような端数処理を行う合理的な理由及び事業全体で適正な転嫁を行っていることについて、消費者に対する丁寧な説明が求められます。

以上

事 務 連 絡
平成26年 3月20日

業所管（部）局総務課 御中

政策統括官社会保障担当参事官室

消費税率引上げに伴う便乗値上げに関する照会・問合せの周知について

今般、消費者庁より、別添のとおり「消費税率引上げに伴う便乗値上げに関する照会・問合せへの対応について」（平成26年3月17日消生情第77号消費者庁次長通知）が通知されました。

つきましては、貴課におかれましても、所管業界及び所管独立行政法人に対して、当該通知を周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、消費者及び事業者からの便乗値上げに関する照会・相談については、消費者庁が開設している下記の専用ダイヤルに問い合わせいただくよう、併せて周知をお願いいたします。

消費者庁便乗値上げ情報・相談窓口

専用ダイヤル 03-3507-9196

(受付時間) 平日9:00~17:00

(平成26年3月、4月は土曜日も受付)

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局振興課

介護保険最新情報

今回の内容

平成26年度介護報酬改定により変更される重要事項
説明書の取扱いについて

計2枚（本紙を除く）

Vol.366

平成26年4月1日

厚生労働省老健局振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3937)
FAX : 03-3505-7894

事務連絡
平成26年4月1日

都道府県
各指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局振興課
高齢者支援課
老人保健課
総務課介護保険指導室

平成26年度介護報酬改定により変更される重要事項説明書の取扱いについて

平素より介護保険の円滑な運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護事業所は、介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（以下「重要事項説明書」という。）を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならないとされています（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第8条等）。平成26年4月の消費税率の引上げに伴う介護報酬改定によって、介護事業所においては、介護報酬改定により介護保険サービスの利用料等が変更されることから、これに伴い重要事項説明書の変更を要することが想定されます。

重要事項説明書は、内容の変更を行う場合、あらためて説明を行い、同意を得ることが適切と考えられます。しかしながら、今般の介護報酬改定は消費税率引上げに伴う臨時・特例的な対応であることを踏まえ、これに伴う重要事項説明書の変更にあたっての利用者又はその家族への説明及び同意については、利用者の保護の観点並びに事業者の事務負担軽減の観点から、各介護事業者の判断により、例えば次のような対応を取ることも可能と考えられますので、各介護事業所に周知方お願いいたします。

【対応の例】

利用者負担額改定表を紙で配布する等を行った上で、利用者又はその家族へ説明し、理解を得る。その場合、利用者負担額の改定に同意した旨の署名・捺印は必ずしも要しないが、各介護事業所は以上の説明を行った日時・方法・対象者を明確に記録し残しておくこと。

○参照条文

【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）】

（内容及び手続の説明及び同意）

第8条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2～6（略）